



JARECO 会員規約

(会員の資格)

1. 次のいずれかに該当する者

- ・ 不動産取引に関連する業に従事する事業者、団体、個人（国籍は問わない。）
- ・ 海外の不動産取引に関連する事業者、団体、個人
- ・ 不動産取引及び流通について調査・研究を行っている事業者、団体、個人

(会員の区分)

1. 法人会員
2. 賛助会員（当機構の活動に協賛する団体など）
3. 個人会員

(入会の条件)

1. 設立趣旨に賛同し、世界における不動産流通の活性化に向けて協力できること
2. JARECO が主催する事業に積極的に協力できること
3. 申込書を提出し理事会の承認を経ること

(会員の特典)

1. 国際交流事業

- ・ ホームステイプログラムへの参加
- ・ 海外視察スタディーツアーへの参加
- ・ NAR日本大使及び、各国の業界団体公式来日によるネットワーキング
- ・ メールマガジンの配信（NARによる不動産市況等のニュースなど）

2. 調査研究事業

- ・ JARECO代表理事による研究会
- ・ 海外不動産取引制度の調査研究
- ・ 国際的な不動産テックの市場調査（ビジネスモデル、システムなど）
- ・ JARECO が主催する講演、シンポジウム、セミナーへの優先的な参加

3. 教育研修事業

- ・ NAR が実施する教育プログラムの日本での開催（CIPS、ABR など）
- ・ 国際不動産取引に関する資格取得講座
- ・ 希望者のNAR 国際会員への登録手続

(会員の義務)

1. JARECO が主催する事業に積極的に協力できること
2. 消費者保護の観点から不動産流通市場の活性化に努力を惜しまないこと
3. 企業の社会的責任（CSR）を理解し、法令等を遵守すること
4. JARECO が提供した情報・サービスを無断で会員でない第三者に提供しないこと
5. 入会金・年会費を納めること

(入会金及び年会費)

会員区分	年会費
法人会員	10 万円(税別)
賛助会員	10 万円(税別)
個人会員	3 万円(税別)

※ 入会金、年会費の返還は、原則として認めません。

入 会 手 続

1. 確認

JARECO 設立趣旨、会員規約を確認してください。

2. 入会申込、必要書類のご提出

下記をJARECO にご提出ください。

①入会申込（HP から提出）

また、必要に応じて、下記の書類などの送付をお願いする場合があります。

法人会員：会社謄本

賛助会員：会社謄本

個人会員：身分証明書のコピー（運転免許証、パスポートなど）

3. 理事会での審査

ご提出頂いた申込内容を受領後 JARECO の理事会で入会可否の審査を行い、結果を通知します。

4. 入会金・年会費にお支払

入会可能の連絡とともに年会費のご案内をいたします。

入金確認後、事務局より正式入会の通知をいたします。

5. 年会費のお支払

年会費は、毎年事務局よりご案内いたします。